

理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この基準は、定款の規定に基づき理事及び監事並びに評議員に対する報酬の支給の基準について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、週5日、業務に従事するものをいう。

(基準の範囲)

第3条 この基準における報酬には、職員理事の給与等は含まない。ただし、固定休日に理事業務に携わった場合は、非常勤理事の報酬として支給する。

(報酬の額の算定方法)

第4条 報酬の額の算定方法は、理事会において決定する。

- 算定方法は、別紙に記載のとおりである。
- この法人の全理事の報酬総額は、年間1000万円以内とする。
- この法人の全監事の報酬総額は、年間40万円以内とする。
- 前項の方法により算定した報酬、基準業務、その他の関連事項は、次のとおりである。

(評議員の報酬)

	日 額
評議員会への出席	18,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	18,000 円

※ 定款に定める総額を超えることはできないことに留意すること。

(常勤役員の報酬)

役職名	月 額
常勤理事長	600,000 円
常勤理事	400,000 円

※常勤役員は1名までとする。

※常勤役員が施設代表職、副代表職、専門職等を兼務した場合は月額100,000円を加算する。加算額は100,000円までとする。

(非常勤理事の報酬)

	日 額
理事会等会議への出席	18,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	18,000 円

(非常勤監事の報酬)

	日 額
監事監査等への出席	18,000 円
理事会、評議員会等会議への出席	18,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	18,000 円

(退職慰労金)

第5条 役員及び評議員が1任期以上勤め退職した場合は、任期継続期間の1年当たり3,000円の退職慰労金を支給することができるものとする。

2 前項の規定は、現に役員・評議員である者の当初就任年月日に遡及して適用するものとする。

(年次有給休暇)

第6条 常勤役員は、労働基準法の定める年次有給休暇を取得することができる。職員理事から常勤理事への変更の場合は、年次有給休暇を引き継ぐ。

(休日の振替)

第7条 法人業務において、固定的な休日を設定している常勤役員は、業務に支障がない場合には休日を振替えることができる。

(報酬額の支給)

第8条 基準月額が定められた役員に対する報酬は、法人の給与規程第4条銀行口座振込及び控除、第5条計算期間及び支給日、第6条給与計算、の各規定に基づく算定額を支給するものとする。

3 非常勤の理事、監事、評議員に対する報酬等は、業務に従事した都度、1回当たり報酬額を現金で支給するものとする。ただし、基準業務時間を3時間とし、それを超え1時間以上業務に従事した場合は、1回当たり2,000円を加算して支給することができるものとする。

(基準の成立)

第9条 この基準は、評議員会の決議により成立する。

(基準の公表)

第10条 この基準は、公表するものとする。

(基準の改廃)

第11条 この基準の改廃は、評議員会の決議により行う。

(実施規定)

第12条 この基準の実施に関し、必要な事項は、理事会が別に定めるものとする。

附則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附則

第1次改正 平成30年6月15日（この基準は平成30年4月1日に遡及して施行する）

附則

第2次改正 令和元年6月14日（この基準は平成31年4月1日に遡及して施行する）

附則

第3次改正 令和5年7月 1日

理事・監事・評議員報酬の改正理由及び算定方法

1 報酬額の改正理由

これまでの4施設の運営に加え、新規事業への取り組みも始まり、法人の業務量も増加している。また、報酬額決定の基準としている人件費平均額も年々増え、今後もこの傾向が続く見込みから、役員等の報酬額を改正するのが妥当である。また、兵庫県指導指針の県所管法人の役員報酬等の状況を参考にする必要がある。

2 報酬額改正の算定方法

常勤役員の業務内容、業務量と責任に照らし、当法人の常勤職員、主任職員、施設長の年間給与支払額、県所管法人の役員報酬等の状況をもとに報酬の改正額を算定した。また、現状に即し基準内容を整理した。